令 和 ８ 年 ３ 月
幼 保 企 画 課

休日保育事業の実施施設及び利用手続きの留意点等について
【地域型保育事業】

１．令和８年度実施園

・令和８年度は以下の１２か所の保育所・認定こども園で休日保育事業を実施する予定です。

保育所・認定こども園名	住所	電話番号
あさひの森保育園	青葉区旭ケ丘 3-27-2	233-7682
ミッキー北仙台こども園	青葉区昭和町 4-11	219-1232
川前ぱれっと保育園	青葉区芋沢字赤坂 53-1	395-8486
乳銀杏保育園	宮城野区銀杏町 7-6	256-4267
（仮称）認定こども園　田子希望園	宮城野区田子 2-33-28	786-2040
ミッキー榴岡公園前こども園	宮城野区二十人町 308-11	354-0728
幼保連携型認定こども園仙台保育園	若林区南鍛冶町 96-8	223-9024
六郷ぱれっと保育園	若林区上飯田 2-26-63	349-9735
バンビの森こども園	太白区中田 4-1-3-1	242-1178
諏訪ぱれっと保育園	太白区郡山 8-2-24　1F	796-4677
中田ないろ保育園	太白区中田 4-1-3-2	399-6307
ミッキー泉中央こども園	泉区泉中央 1-40-2	771-6625

※その他，休日保育を実施している小規模保育事業や事業所内保育事業もあります。

２．対象児童と利用料金

（１）２号又は３号の保育認定を受けて保育所・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業を利用する子ども

・３歳未満児：１日 3,200 円
・３歳以上児：１日 1,600 円

※休日保育を利用する代わりに，普段利用している施設を利用しない日を平日に設ける場合，利用料はかかりません。

※半日利用の場合はそれぞれ半額となります。

※生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料です。

・間　食　費：200 円（昼食については各実施園で異なります）

（２）上記以外の子ども（※休日の一時預かり事業の扱いとなります）

・３歳未満児：１日 3,200 円
・３歳以上児：１日 1,600 円

※半日利用の場合はそれぞれ半額となります。

※生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料です。

・給　食　費：300 円

３．実施施設以外の在籍児童が休日保育事業を受ける場合の手続き

（１） ２（１）に該当する子どもが休日保育事業の申し込みを行う場合は，在籍している保育施設等の施設長の同意が必要となります（別紙「同意書」による）。

（２） これは，休日保育実施施設以外の在籍児童が休日保育を利用する場合，子どもの健全な心身の発達を図り，保護者及び休日保育実施施設の負担を軽減することを目的としており，具体的には，在籍保育施設等と休日保育実施施設の連携を図ること等があります。

（３） なお，子どもに対する保育については，支給認定の制度上，休日保育実施日を含め１週間当たり６日以内に留める必要があり，これは日々の集団生活が子どもに与える影響を考慮しても厳守する必要があります。そのため，休日保育実施施設・在籍保育施設等・保護者の間による連絡調整を行うとともに，休日保育を利用する保護者に対しては，在籍保育施設等において，保育を行わない日を設けるよう働きかけをお願いします。

幼保企画課
TEL ：022-214-8753
Mail：kod006162@city.sendai.jp